



様式第6号 (第4条関係)

公文書不存決定通知書

杵保福第 4406 号

平成 25 年 12 月 4 日

様

佐賀県知事 古川 康



平成25年11月25日付けで開示請求のあつた公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書が不存のため開示しないことと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

請求に係る公文書の 件名又は内容	武雄市役所（武雄市長）の食肉販売業許可申請に関する全ての文書
存在しない理由	武雄市役所（武雄市長）からの食肉販売業許可申請があつていないため。
担当部局	杵藤保健福祉事務所 衛生対策課 食品衛生担当
公開窓口の電話番号	電話番号（代表）0954-23-3501（内線）331 （代表）0954-23-3501（内線）331
備考	